

令和5年(行ウ)第126号 不当労働行為救済命令取消請求事件

原告 全国一般東京ゼネラルユニオン 外1名

被告 東京都

準備書面(1)

令和5年11月21日

東京地方裁判所民事第19部B1係 御中

被告訴訟代理人弁護士

渡邊 敦子



被告指定代理人

金井 有紀



同

澤田 洋



同

棚原 伸郎



第1 第1準備書面に対する認否

1 「第2 原告らの主張 1. はじめに」に対する認否

第1段落については、認める。

第2段落については、争う。

2 「2. 地方公務員の労働基本権」に対する認否

(1) については、憲法28条の規定が存在することは認め、その余は不知。

(2) については、第1段落のうち、全農林警職法事件（最大判昭48・4・25刑集27巻4号547頁）が存在することは認め、その余は不知。

第2段落のうち、地公法52条3項、5項、53条が存在することは認め、その余は不知。

第3段落のうち、地公法55条1項、2項、3項の規定が存在することは認め、その余は不知。

第4段落のうち、地公法55条9項、10項が存在することは認め、その余は不知。

第5段落は、知らないし争う。

3 「3. 会計年度任用職員の労働基本権」に対する認否

(1) 「(1) 会計年度任用職員制度」について

第1段落については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29条。以下、「平成29年改正法」という。）が施行されたこと、これによって会計年度任用職員制度が創設されたことは認め、その余は不知。

第2段落については、平成29年6月28日付「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の運用について（通知）」（以下、「平成29年通知」という。）に、「I 改正法の趣旨等 第1 改正法の趣旨」第2段落の記載内容が存在することは認め、その余は不知。

第3段落については、平成29年改正法に、3条3項、17条、22条の1、22

条の2、22条の3、及び28条の5第1項の規定が存在することは認め、その余は不知。

第4段落については、平成29年通知に、「Ⅱ 地方公務員法の一部改正 第1 会計年度任用職員制度の創設 8 職員団体・交渉」の記載内容が存在することは認め、その余は不知。

第5段落については、平成29年通知に「Ⅰ 改正法の趣旨等 第2 臨時・非常勤職員全体の任用根拠の明確化・適正化 5 会計年度任用職員制度への移行に当たっての考え方」の記載が存在することは認め、その余は不知。

なお、この記載が存在するのは平成29年通知の7頁ではなく4頁である。

(2) 「(2) 会計年度任用職員の労働基本権」について

柱書については、第1段落は、会計年度任用職員制度の規定は平成29年改正法22条の2第1項であるとして認める。

第2段落は、ALTが企業職員及び技能労務職員であること、及びALTに地方公営企業法39条が適用ないし準用されるかについては否認ないし争う。その余は不知ないし争う。

(3) 「「ア代償措置を伴わない団体交渉権の剥奪」における憲法28条違反に関する意見は不知ないし否認、または争う。

(4) 「イ 代償措置を伴わない救済手段の剥奪」については、不知ないし否認、または争う。

4 「4. 結論」に対する認否

争う。

第2 被告の主張

本件却下決定には取消事由たる違法は何ら存在しないことは、答弁書「第3 被告の主張」のとおりである。

また、改正後の地公法によって、労働組合法が適用されないことが明文で示された会計年度任用職員であるALTに係る本件申立てについて、原告らの主張するよ

うな、労働基本権の保障をできる限り広く認めるのが憲法の趣旨にかなう等の理由によって、労働組合法を適用して不当労働行為救済制度の対象とすることは、行政機関である労働委員会の権限を逸脱するものであって許されないことを重ねて主張する。

よって、原告らの請求は直ちに棄却されるべきである。

以 上